

令和 8 年 度

業 務 番 号.....保改委 第 1 号

.....令和8年度.....県営保安林総合改良事業測量設計委託業務

# 特 記 仕 様 書

.....西津軽郡 深浦町 大字 黒崎 字 大浜 地内

青森県西北農林水産事務所

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「用地調査等業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

### 第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 10 月 30 日

### 第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時及び測量作業中とし、 -....回とする。測量作業中の打ち合わせは、...山腹測量・設計計画・成果品原稿...時とする。

### 第 4 条 測量作業計画

本業務における測量作業計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

### 第 5 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

...昭和 60 年災害関連緊急治山 治山台帳.....  
.....

### 第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

### 第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

## 第 2 章 業 務 内 容

### 第 1 条 測量作業条件

測量作業条件は、下記のとおりとする。

| 工 種   | 作 業 条 件  |
|-------|----------|
| 踏査選点  | A=0.30ha |
| 平面測量  | A=0.30ha |
| 縦断測量  | L=60.0m  |
| 平面図作成 | 1 業務     |

当該地区は、昭和 60 年に山腹工を施工しているところであるが、劣勢木、老齢木が多い山地災害発生時におけるリスクが高まっている状況であることから、当該事業では、危険木、劣勢木及び老齢木を事前伐採・除去することにより、山地災害発生時におけるリスク軽減や林内環境の維持改良のための測量とする。

※調査職員のみなさんへ

3次元点群測量の手法を選定する際は、BIM/CIM活用ガイドライン（案）共通編第2章を参照し、対応する地図情報レベルと精度、主な特徴を確認してください。

### 第 2 条 UAV等を用いた測量

~~(発注者指定型)~~

- ~~1 本業務は、発注者の指定により3次元点群測量を行うものとする。~~
- ~~2 3次元点群測量の実施にあたり、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、設計図書の内容がその目的に沿ったものであることを事前に確認するものとする。なお、この確認に伴い発生する変更は、設計変更の対象とする。~~
- ~~3 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。~~
- ~~4 受注者は、(3次元点群測量に係る測量機器)の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。~~

~~(※以下は、必要に応じて追記する)~~

~~(UAVを使用する場合)~~

- ~~5 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」(国土地理院・最新版)に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。~~

~~(路線測量の成果が必要な場合)~~

~~6 受注者は、路線測量又は河川測量の測量成果として、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」(国土地理院・令和5年3月)に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。~~

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

- 1 本業務は、生産性の向上や現地作業の安全性の向上等が期待できる場合、受注者からの発議による3次元点群測量の実施が可能である。
- 2 3次元点群測量の実施を希望する場合、業務成果の使用目的について調査職員と共有し、その目的に沿った手法及び仕様で実施しなければならない。
- 3 3次元点群測量の実施に伴う実施内容、対象範囲及び費用については、受発注者間の協議により定めるものとする。
- 4 受注者は、青森県県土整備部、国土交通省及び国土地理院等が定める各種基準に基づく電子成果品を納品する。
- 5 受注者は、3次元点群測量に係る測量機器の操作については、再委託できるものとし、再委託を行う場合には、測量業務共通仕様書第29条第3項の規定により、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、実施にあたりUAVを使用する場合は「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)」(国土地理院・最新版)に準拠して作業を行うものとし、これによりがたい場合は調査職員と協議するものとする。
- 7 受発注者間の協議により路線測量又は河川測量の測量成果が必要となった場合、「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」(国土地理院・令和5年3月)に基づいて作成した「縦断面図データファイル」及び「横断面図データファイル」を納品するものとする。

第3条 BIM/CIMの活用について

~~(発注者指定型・費用計上あり)~~

~~本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。~~

~~(活用の目的及び活用内容を記載)~~

~~当初積算では、以下を想定した費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。~~

~~(見積聴取の際に設定した仕様を記載)~~

~~なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。~~

~~受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。~~

(発注者指定型・費用計上なし)

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び活用内容を記載)

なお、当初積算では実施にかかる費用は計上していない。業務受注後、打合せ等により目的、活用内容及び仕様等を決定し、発注者が必要と認めるものに限り変更時に費用を計上する。

また、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

#### 第4条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

#### 第5条 支給材料

本業務における支給材料は次のとおりである。

1. 品 名.....
2. 数 量.....
3. 品 質・品 等.....
4. 規 格・性 能.....
5. 引 渡 場 所.....
6. 引 渡 時 期.....
7. 使用方法場所.....

#### 第6条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 3) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進

を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

ー 4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課 HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

## 第7条 旅費交通費等の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在また和滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式 1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式 2）を監督員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

## 第 3 章 成 果 品

### 第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体（CD-ROM） .....1...部

(2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む） .....1...部

2. その他

(1) 現地測量写真集 .....1...部(報告書電子媒体に含む)

# □測量業務に関する提出種類一覧表

## (1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

| 提出先   | 名 称             | 提出期日              | 部数 | 条 項  |
|-------|-----------------|-------------------|----|------|
| 指導調整課 | 業 務 工 程 表       | 契 約 後 14 日 以 内    | 1  | 3 条  |
| 指導調整課 | 管 理 技 術 者 通 知 書 | 契 約 後 遅 滞 な く     | 1  | 10 条 |
| 調査職員  | 業 務 履 行 報 告 書   | 毎月 1 回、調査職員の指定日   | 1  | 15 条 |
| 調査職員  | 完 成 届           | 業 務 を 完 了 し た と き | 1  | 32 条 |
| 調査職員  | 業 務 成 果 引 渡 書   | 引 渡 の と き         | 1  | 32 条 |
| 調査職員  | 請 求 書           | 引 渡 の と き         | 1  | 33 条 |

## (2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

| 提出先   | 名 称                        | 提出期日            | 部数 | 条 項  |
|-------|----------------------------|-----------------|----|------|
| 指導調整課 | 管 理 技 術 者 変 更 通 知 書        | 変 更 の 都 度       | 1  | 10 条 |
| 調査職員  | 貸 与 品 借 用 書                | 貸 与 時           | 1  | 16 条 |
| 調査職員  | 貸 与 品 返 還 書                | 返 還 時           | 1  | 16 条 |
| 調査職員  | 履行期間の変更請求書                 | 変更を必要とするとき      | 1  | 23 条 |
| 調査職員  | 部 分 使 用 同 意 書              | 発注者が部分使用を請求したとき | 1  | 34 条 |
| 調査職員  | 指定部分に係る（又は、引渡部分に係る）業務完了報告書 | 設計図書に定められた期日    | 1  | 38 条 |

## (3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

| 提出先  | 名 称       | 提出期日               | 部数 | 条 項                |
|------|-----------|--------------------|----|--------------------|
| 調査職員 | 業 務 計 画 書 | 契 約 締 結 後 14 日 以 内 | 1  | 13 条               |
| 調査職員 | 業 務 打 合 簿 | そ の 都 度            | 1  | (契)2 条<br>(仕)11 条他 |

## (4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

| 提出先  | 名 称             | 提出期日                 | 部数 | 条 項  |
|------|-----------------|----------------------|----|------|
| 調査職員 | 担 当 技 術 者 届     | 担当技術者を定めた場合          | 1  | 10 条 |
| 調査職員 | 担 当 技 術 者 変 更 届 | そ の 都 度              | 1  | 10 条 |
| 調査職員 | 身 分 証 明 書 交 付 願 | 必 要 な 時              | 1  | 17 条 |
| 調査職員 | 事 故 報 告 書       | 事 故 が 発 生 し た と き    | 1  | 33 条 |
| 調査職員 | 新 技 術 活 用 計 画   | NETIS 登録技術の活用を希望するとき | 1  | 39 条 |
| 調査職員 | 活 用 効 果 調 査 票   | 業 務 完 了 後            | 1  | 39 条 |

## 第 1 章 総 則

### 第1条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

### 第2条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日

2. 履行期限 令和 8 年 1 0 月 3 0 日

### 第3条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

### 第4条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3回とする。設計業務の主要な区切りは、山腹測量・計画作成・成果品原稿とする。

なお、設計業務着手時及び設計業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

### 第5条 設 計 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第1回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

### 第6条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

昭和 60 年災害関連緊急治山 治山台帳

### 第7条 履 行 報 告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

### 第8条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

## 第 2 章 業 務 内 容

### 第1条 設 計 条 件

設計条件は、下記のとおりとする。

#### 【 計画作成等業務 】

| 工 種                                                                                  | 作 業 条 件        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 基本事項の策定（森林整備主体タイプ）                                                                   | 1 件            |
| 事業量の算定（森林整備主体タイプ）                                                                    | 1 件            |
| 照査（森林整備主体タイプ）                                                                        | 1 件            |
| 報告書の作成（森林整備主体タイプ）                                                                    | 1 件            |
| 立木調査                                                                                 | A＝0.30ha（毎木調査） |
| 当該地区は、治山施設隣接に人家があり、山地災害発生時に施設内の立木（老齢木）が被害が及ぶ恐れがあることから、危険木の除去、林内環境の維持改良について計画するものである。 |                |
|                                                                                      |                |
|                                                                                      |                |

### 第2条 B I M／C I Mの活用について

~~（発注者指定型・費用計上あり）~~

~~本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。~~

~~（活用の目的及び活用内容を記載）~~

~~当初積算では、以下を想定した費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。~~

~~（見積聴取の際に設定した仕様を記載）~~

~~なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。~~

~~受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。~~

(発注者指定型・費用計上なし)

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び活用内容を記載)

なお、当初積算では実施にかかる費用は計上していない。業務受注後、打合せ等により目的、活用内容及び仕様等を決定し、発注者が必要と認めるものに限り変更時に費用を計上する。

また、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるB I M／C I M活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

### 第3条 そ の 他

- － 1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- － 2) 色彩等の景観の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
- － 3) 防犯に配慮した環境の検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
- － 4) 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」(青森県リサイクル製品認定制度)第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
- － 5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- － 6) 本業務は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスポンスの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

ー 7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

## 第 7 条 旅費交通費等の扱い

本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。

旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 367 号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在また和滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式 1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式 2）を監督員に提出するものとする。

なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

## 第 3 章 成 果 品

### 第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体（CD-ROM） .....1...部

(2) 紙媒体（簡易なファイルにとじたもの、図面含む） .....1...部

## 2. その他

(1) 現地調査写真集 ..... 1 部(報告書電子媒体に含む)

.....

.....

.....

.....

.....

# 設計業務等に関する提出書類一覧表

## (1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

| 提出先   | 名 称             | 提出期日              | 部数 | 条 項  |
|-------|-----------------|-------------------|----|------|
| 指導調整課 | 業 務 工 程 表       | 契 約 後 14 日 以 内    | 1  | 3 条  |
| 指導調整課 | 管 理 技 術 者 通 知 書 | 契 約 後 遅 滞 な く     | 1  | 10 条 |
| 調査職員  | 業 務 履 行 報 告 書   | 毎月 1 回、調査職員の指定日   | 1  | 15 条 |
| 調査職員  | 完 成 届           | 業 務 を 完 了 し た と き | 1  | 32 条 |
| 調査職員  | 業 務 成 果 引 渡 書   | 引 渡 の と き         | 1  | 32 条 |
| 調査職員  | 請 求 書           | 引 渡 の と き         | 1  | 33 条 |

## (2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

| 提出先   | 名 称                            | 提出期日                       | 部数 | 条 項       |
|-------|--------------------------------|----------------------------|----|-----------|
| 指導調整課 | 照 査 技 術 者 通 知 書                | 設計図書で定められている<br>場合、契約後遅滞なく | 1  | 11 条      |
| 指導調整課 | 管理(照査)技術者変更通知書                 | 変 更 の 都 度                  | 1  | 10 条・11 条 |
| 調査職員  | 貸 与 品 借 用 書                    | 貸 与 時                      | 1  | 16 条      |
| 調査職員  | 貸 与 品 返 還 書                    | 返 還 時                      | 1  | 16 条      |
| 調査職員  | 履行期間の変更請求書                     | 変更を必要とするとき                 | 1  | 23 条      |
| 調査職員  | 部 分 使 用 同 意 書                  | 発注者が部分使用を請求したとき            | 1  | 34 条      |
| 調査職員  | 指定部分に係る（又は、引渡<br>部分に係る）業務完了報告書 | 設計図書に定められた期日               | 1  | 38 条      |

## (3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

| 提出先  | 名 称       | 提出期日               | 部数 | 条 項                  |
|------|-----------|--------------------|----|----------------------|
| 調査職員 | 業 務 計 画 書 | 契 約 締 結 後 14 日 以 内 | 1  | 1112 条               |
| 調査職員 | 業 務 打 合 簿 | そ の 都 度            | 1  | (契)2 条<br>(仕)1110 条他 |

## (4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

| 提出先  | 名 称             | 提出期日                                      | 部数 | 条 項    |
|------|-----------------|-------------------------------------------|----|--------|
| 調査職員 | 担 当 技 術 者 届     | 担当技術者を定めた場合                               | 1  | 1109 条 |
| 調査職員 | 担 当 技 術 者 変 更 届 | そ の 都 度                                   | 1  | 1109 条 |
| 調査職員 | 照 査 報 告 書       | 業 務 完 了 後                                 | 1  | 1108 条 |
| 調査職員 | 身 分 証 明 書 交 付 願 | 必 要 な 時                                   | 1  | 1116 条 |
| 調査職員 | 事 故 報 告 書       | 事 故 が 発 生 し た と き                         | 1  | 1132 条 |
| 調査職員 | 新 技 術 活 用 計 画   | NETIS 登録技術の活用を希望するとき                      | 1  | 1139 条 |
| 調査職員 | 活 用 効 果 調 査 票   | 業 務 完 了 後                                 | 1  | 1139 条 |
| 調査職員 | 生 産 性 向 上 提 案 書 | 後段階の設計において<br>一層の生産性向上の検討の<br>余地が残されている場合 | 1  | 1209 条 |